

# 保険税率（賦課方式）の見直しにかかる方針の確認について

## 1. 課題の整理

### （1）医療費の適正化

<現状>

- ・被保険者の高齢化
- ・被保険者 1 人あたり医療費の伸び

<課題項目>

- ・医療費適正化の啓発
- ・資格の適正化
- ・データヘルスの推進、特定健診・特定保健指導、重症化予防

### （2）収納率の維持・向上

<現状>

- ・令和元年度の収納率（95.88%）は県内 23 市中 4 位
- ・平成 30 年度からは 0.16 ポイント低下

<課題項目>

- ・適正な滞納処分の執行
- ・資格・課税の適正化と徴収部門との連携強化

### （3）国保事業の安定運営のための適正税率の検討 ⇒ 「諮問」

<現状>

- ・被保険者 1 人あたり調定額は低水準（県内 23 市中 21 位）
- ・国保制度改革に伴う他市町での税率・賦課方式の見直しの進行
- ・被保険者 1 人あたり事業費納付金の伸び
- ・標準保険料率と現行税率の乖離

<課題項目>

- ・給付と負担のあり方（バランス）の検証・見直し
- ・静岡県国民健康保険運営方針への適切な対応
- ・赤字（法定外繰入金）の削減・解消

## 2. 前提条件の確認

### (1) 令和4年度から税率及び賦課方式を段階的に改正する。

- ・令和2年度当初予算の法定外繰入金は7.8億円となり、市の財政健全化への取組の観点や保険給付に応じた税負担を求める本来の仕組みとする観点からも、無制限に赤字繰入を増やしていくことは考えられない。
- ・令和元年度には赤字削減・解消計画を策定しており、計画的・具体的な取組が求められている。
- ・急激な税率・賦課方式の改正は一部の被保険者にとって、過度な負担が生じる恐れがあるため、被保険者（世帯）個々のケースを検証しながら、改正を進めることが求められる。

### (2) 静岡県国民健康保険運営方針に沿った対応を検討する。

#### ア 第2章の2 「財政収支の改善に係る基本的な考え方」

市町国保特別会計において、市町は、保険料率の適正な設定、収納率向上対策、医療費適正化等の実施により、単年度の収支の均衡に努める。

#### イ 第2章の3 「赤字解消・削減の取組」

赤字繰入れのある市町は、国通知に基づき、赤字の要因を分析し、県と協議を行った上、赤字解消の基本方針や取組内容（保険料率の改定、医療費適正化、収納率向上の取組等）、年次ごとの計画等を定めた市町赤字削減・解消計画を策定する。

#### ウ 第3章の2 「保険料水準についての考え方」（改正案）

医療費適正化の取組、保険料算定方式（賦課方式）の統一の取組、収納率向上の取組、赤字繰入れの解消・削減の取組などを段階的に行い、2027年度（令和9年度）を目標に保険料水準の統一（標準保険料率の一本化）を目指す。

## 3. 協議の方向性

### (1) 段階的かつ中長期的な税率の改正計画及び改正方法の検討（令和2年度）

- ・現状確認と課題の整理
- ・赤字（法定外繰入）の削減・解消までのロードマップの作成  
被保険者数及び国保事業費納付金、国保税収入額の見通し（令和3年度以降の財政見通し）や被保険者（世帯）単位の影響などをお示しし、赤字解消までの期間・改正のサイクルについて協議をお願いしたい。

#### ・賦課方式の統一（資産割の廃止）についての検討

資産割を廃止した場合の影響（保険税総額の確保策）、被保険者（世帯）単位の影響などをお示しし、賦課方式の統一（県標準化）への方法等について協議をお願いしたい

### (2) 令和4年度税率案の検討（令和3年度）

- ・財政運営（税収見込）の観点からの検証
- ・被保険者（世帯）単位の影響額等の検証

第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

## 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方

国保財政を安定的に運営していくためには、原則として必要な支出を保険料や国庫負担金などで賄うことにより、国保特別会計において収支均衡を図る必要がある。

県国保特別会計において、市町の事業運営の健全化を念頭に、県は、各年で市町の保険料水準が過度に上下することがないよう配慮し、繰越金等を必要以上に確保することのないよう基金への積立てなど市町と協議の上、適切に運営する。

市町国保特別会計において、市町は、保険料率の適正な設定、収納率向上対策、医療費適正化等の実施により、単年度の収支の均衡に努める。

## 3 赤字解消・削減の取組

### (現状等)

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について（平成30年1月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）」が発出され、市町において削減・解消すべき赤字（以下「赤字」という。）の対象範囲が示され、県及び市町は赤字の削減・解消に取り組むこととされた。県内では、一部の市町において決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入（以下「赤字繰入れ」という。）が行われている。

### (取組)

赤字繰入れのある市町は、厚生労働省通知に基づき、赤字の要因を分析し、県と協議を行った上、赤字解消の基本方針や取組内容（保険料率の改定、医療費適正化、収納率向上の取組等）、年次ごとの削減・解消計画等を定めた市町赤字削減・解消計画を毎年度3月末までに策定し、県へ提出する。

県は、市町の計画を取りまとめた上で、県の赤字解消の基本方針や取組内容等を定めた県赤字削減・解消計画を毎年度4月末までに策定し、公表する。

### (目標)

評価指標	現状（2018年度）	目標（2027年度）
赤字繰入れのない市町数	28／35	35／35

## 4 財政安定化基金の活用

国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）は、給付増、保険料収納不足の場合に活用する基金（以下「通常基金」という。）と新制度移行に伴う保険料の激変緩和措置などに活用する基金（以下「特例基金」という。）に区分される。

### (1) 通常基金の活用

#### ア 貸付事業

県において、国保事業費納付金（以下「納付金」という。）の算定時の見込みか

## 2 保険料水準についての考え方

本県では、医療費適正化の取組、保険料算定方式（以下「賦課方式」という。）の統一の取組、収納率向上の取組、赤字繰入れの解消・削減の取組などを段階的に行い、2027年度を目標に保険料水準の統一を目指す。

2018年度から2020年度の取組状況は、賦課方式では資産割を用いない市町は増加し、収納率の全県平均も向上、赤字繰入れを行う市町も減少しているが、市町間での格差の解消には至っていない。

2021年度から2023年度では、保険料水準の統一に向けた医療費水準や収納率の平準化等の諸条件について、県と市町で十分に協議を行う。

なお、次期運営方針改定時に、県内市町の運営状況や全国的な状況を踏まえ、目標時期の再検証を行う。

### （取 組）

- ・ 医療費適正化の取組

第6章に定めるところなどにより取り組む。

- ・ 賦課方式の統一の取組

医療給付費分は3方式（所得割、被保険者均等割、世帯別平等割）とし、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも資産割は使用しないことを目標とする。

今後、後期高齢者支援金分、介護納付金分の県内統一方式について検討する。

### ＜賦課方式の現状＞

(2019年度)

区分	2方式(均等割、所得割)	3方式(2方式+世帯割)	4方式(3方式+資産割)
医療分	0市町	12市町	23市町
後期分	4市町	17市町	14市町
介護分	19市町	4市町	12市町

- ・ 収納率向上の取組

第4章に定めるところなどにより取り組む。

- ・ 赤字繰入れの解消・削減の取組

第2章3に定めるところにより取り組む。

- ・ その他必要と認める事項

その他、静岡県国保運営方針連携会議において、必要と認めるところにより取り組む。

(参考) 保険料水準についての考え方(イメージ)

